

スイスの特許裁判所法および特許弁理士法の概要

2011年2月1日

JETRO テュッセルトールセンター

現在、スイスにおいて、2つの特許関連法の実施について検討が進められている。イノベーションを促進することを目的とした、新たな特許裁判所の設置を定める特許裁判所法、および、新たな特許弁理士資格の導入を定める特許弁理士法が、2009年3月20日に議会の承認を得て成立した。その後、2010年6月16日には特許裁判所判事の選出が行われ、2011年1月18日には判事による第1回裁判官評議会が開催されるなど、実施へ向けた準備が進行中である。

そこで、これまでスイス知的財産庁によって公表されている情報をまとめ、特許裁判所法と特許弁理士法の概要とこれまでの経緯、また、今後の発効へ向けた予定について紹介する。

<特許裁判所法の概要>

特許法の侵害および有効性に関する紛争を解決するための責任を持つ国内の特別裁判所を創設するもの。特許裁判所は、連邦最高裁判所の下級審として、必要とされる専門家の知識と効果的な発明の法的保護を確保するものであり、法律専門教育を受けた判事および技術専門教育を受けた判事によって構成される。また、行政裁判所の施設基盤の利用を可能とすることにより、費用を低く抑えることも意図されている。

(全文仮訳は別添1を参照)

<特許弁理士法の概要>

新しい特許弁理士法の下では、特許弁理士の登録簿に掲載され、要求される専門的な資質を有していることが証明された者のみが、特許弁理士としての職業の肩書きを掲げることができる。従前と変わらず、特許に関する助言や代理行為はいかなる人にも開かれているが、本法律は専門的で資質のあるサービス提供者を選択することを可能とする。また、特許弁理士に守秘義務を課し、助言を受けた人の未公開情報を保護する規定も設けられている。

(全文仮訳は別添2を参照)

<これまでの経緯>

2006年11月29日 連邦参事会が特許裁判所法と特許弁理士法の両法案のドラフトを提示し、意見募集を実施(2006年12月1日から2007年3月30日まで)

2007年12月7日 連邦参事会が両法案を採択

2009年3月20日 議会が両法案を承認

- 2009年12月7日 連邦参事会が両法案の機関および組織に関する条項を2010年3月1日に発効することを決定
- 2010年1月28日 特許裁判所の判事の募集開始（2010年4月1日まで）
- 2010年2月26日 特許弁理士法の規則案に対する意見募集開始（2010年5月31日まで）
- 2010年3月19日 議会が特許裁判所の判事のための職務の許可を決定、また、それに対応する判事規則の改正を承認
- 2010年6月16日 特許裁判所の判事を選出
- 2010年10月5日 スイス知的財産庁が意見募集の結果を踏まえて、2011年7月1日に特許弁理士法が発効する予定であることを公表
- 2011年1月18日 特許裁判所の判事（2名の専任、31名の兼任、うち20名が技術系）による第1回裁判官評議会を開催し、副長官の選出を行ったほか、特許裁判所法の規則などについて議論。

<実施へ向けた見通し>

- 2011年7月1日 特許弁理士法が発効
- 2011年秋頃 特許裁判所法の規則の公表
- 2012年1月1日 特許裁判所法が発効
- （上記のスケジュールはスイス知的財産庁が予定しているものであり、正式には連邦参事会の決定事項）

－ スイス知的財産庁のホームページは、以下参照 －

[Patent law reform - Patent Attorney Act and Patent Court Act](#)

－ 特許裁判所法は、以下参照 －

[Bundesgesetz über das Bundespatentgericht \(PDF\)](#)（ドイツ語）

[Loi sur le Tribunal fédéral des brevets \(PDF\)](#)（フランス語）

[Legge federale sul Tribunale federale dei brevetti \(PDF\)](#)（イタリア語）

－ 特許弁理士法は、以下参照 －

[Bundesgesetz über die Patentanwältinnen und Patentanwälte \(PDF\)](#)（ドイツ語）

[Loi sur les conseils en brevets \(PDF\)](#)（フランス語）

[Legge federale sui consulenti in brevetti \(PDF\)](#)（イタリア語）

（以上）

＜参考：特許裁判所法の仮訳＞

以下は参照用のための仮訳であり，最終的な確認，照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは，全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いません。

第1章 位置付け

第1条 基本原則

1. 連邦特許裁判所は連邦特許裁判の第一審である。
2. 同所は、連邦裁判所の前審として判決を下す。

第2条 独立性

連邦特許裁判所は、判決を下す職務において独立性を持ち、法律に対してのみ従う義務を負う。

第3条 監督

1. 連邦裁判所は、連邦特許裁判所の運営について、執務上の監督を行う。
2. 連邦総会は、最高監督者としての任務を負う。
3. 連邦特許裁判所は、連邦総会に提出するための年間予算書、決算書及び報告書に関する草案を連邦裁判所に対して具申する。

第4条 運営資金

連邦特許裁判所の運営資金源は裁判所手数料及び連邦知的財産権庁(IGE)が徴収する年間特許料から拠出される寄与金である。

第5条 組織設備並びに執務補助人員

1. 組織設備は連邦行政裁判所が連邦特許裁判所に対して費用自己負担の上で提供し、連邦特許裁判所の執務上の補助事務を遂行するための人員を提供する。
2. 執務上の補助職員は、その任務を遂行する際、連邦特許裁判所運営部の指揮下に置かれる。

第6条 会議及び執務地

連邦特許裁判所は、連邦行政裁判所の所在地で審理を行う。また、この場所は、専任裁判官、裁判所書記官、及び執務補助職員の執務地でもある。

第7条 特殊な事情の会議場所

状況からして正当な理由があれば、連邦特許裁判所は他の場所で審理を行うことができる。その場合、州が必要な施設設備を無料で提供する。

第2章 裁判官

第8条 構成

1. 連邦裁判所は、法学専門教育を受けた裁判官並びに技術専門教育を受けた裁判官で構成される。裁判官は、特許法の分野について公認された専門知識を有していなければならない。
2. 連邦特許裁判所部会に所属するのは2名の専任裁判官並びに十分な数の兼任裁判官である。兼任裁判官の過半数は技術専門教育を受けた者でなければならない。

第9条 選出

1. 裁判官は連邦総会によって選出される。
2. 選出可能なのは、スイスに関わる事項で票決権を有する者である。
3. 選出にあたっては、技術面及び公用語の面から妥当な人物である点に留意しなければならない。
4. 選出準備の際、連邦知的財産権庁及び特許関係の専門組織、並びに利害関係のある組織に対して聴聞を行うことができる。

第10条 役務における両立の禁止

1. 裁判官は、連邦総会、連邦参事会、或いはまた或るスイスの裁判所のいずれにも所属してはならない。
2. 裁判官は、職務義務の遂行や裁判所の独立性、さらには裁判所の品位を阻害する活動を行ってはならない。
3. 裁判官は、外国の公職に従事してはならない。
4. 専任裁判官は、裁判において第三者の職業上の代弁者をつとめてはならない。
5. フルタイム勤務の専任裁判官は、州の公職についてはならず、またその他の職業に従事してはならない。さらに、或る民間企業の運営部、管理部、理事部、若しくは監査部の構成員であってはならない。

第11条 兼業

パートタイム勤務の専任裁判官が裁判所以外で他の職業に従事する場合には、裁判所運営部の承認を必要とする。

第12条 縁故上の両立の禁止

1. 裁判官と次の縁故関係に該当する者は、時期を同じくして裁判官として連邦特許裁判所に所属することはできない。
 - a. 配偶者、正式のパートナー及び日常生活を共にしている者
 - b. 兄弟姉妹の配偶者若しくは正式のパートナー、並びに兄弟姉妹と日常生活を共にしている者。
 - c. 直系親族及び傍系3親等までの親戚関係にある者。
 - d. 直系上の姻戚関係、及び傍系3親等までの姻戚関係にある者。
2. 第1項d号の規定は、日常生活を共にしている者の場合にも適用される。

第13条 任期

1. 裁判官の任期は6年である。再選も認められる。

2. 裁判官は、2000年3月24日付けの連邦職員法の規定¹に従った正規退任年齢に達する年の年末付けで退任する。この時点において、担当している事件がまだ係属中の場合には、裁判所運営部と合意の上、その終結まで担当することができる。
3. 空席となった役職は、残りの任期を対象として補充任命される。

第14条 解任

選任担当局は、次の事項が該当する場合には、裁判官を任期満了前に解任できる。

- a. 故意若しくは過失による重大な職務義務違反があった場合、或いは
- b. 職務を遂行する能力が長期にわたって失われた場合。

第15条 宣誓

1. 裁判官は、その役職就任にあたり、良識に沿った義務遂行を宣誓する。
2. 宣誓は裁判官評議会に対して行われる。
3. 宣誓に代えて誓約を行うことができる。

第16条 不逮捕特権

1. その役職若しくは業務と関わりのない犯罪または違法行為を理由に任期中の専任裁判官を起訴できるのは、当人または裁判所本部の文書による合意があった場合に限られる。
2. ただし、逃亡の恐れがあるための予防措置としての逮捕、或いは犯行現場における現行犯としての逮捕はこの限りではない。このような逮捕において、逮捕された当人が文書形式による同意を与えなかった場合には、逮捕を指示した担当局は、24時間以内に裁判所本部に直接同意を求める事後承諾措置を取らなければならない。
3. 就任時点で既に、第1項に挙げられている犯罪行為を理由として起訴されていた場合、当該裁判官は、既に発令された逮捕拘束の継続並びに裁判出頭命令に抗して、裁判所本部の裁定を請願することができる。当該請願に執行猶予効力はない。
4. 判決により禁固刑が確定し、その執行が就任前に発令されていた場合、これに対して不逮捕特権を主張することはできない。
5. 裁判官の刑事訴追に対して裁判所本部が同意を与えなかった場合、刑事犯罪担当局は連邦総会に対して苦情申立てを行うことができる。

第17条 業務規則及び俸給

裁判官の業務規則及び俸給については連邦総会が条例の枠内で取り決める。

第3章 組織並びに管理部

第18条 本部

1. 連邦総会は、専任裁判官の一人を連邦特許裁判所の長官に選出する。
2. 長官は任期全体を対象として選ばれる。再選も可能である。
3. 長官は法学専門教育を受けた資格を有していなければならない。

¹ SR 172.220.1

4. 長官は裁判官評議会の議長であり、対外的に裁判所を代表する。
5. 長官の代行人は副長官である。

第 19 条 裁判官評議会

1. 裁判官評議会は、法学専門教育を受けた裁判官の中から副長官を、また会議構成員の中から管理部の複数メンバーを選出する。
2. 裁判官評議会の決定事項並びに選出は、ミーティングの場で、若しくは回覧方式採決で少なくとも3分の2の参加者があれば有効となる。

第 20 条 裁判所管理部

1. 裁判所管理部は、裁判所管理業務の責任を負う。
2. 管理部は、2名の専任裁判官及び副長官の合計3名で構成される。副長官が専任裁判官によって占められている場合、裁判官評議会は兼任裁判官の中から3人目を選出する。補充人員の任命は、業務規定の中に盛り込むことができる。
3. 裁判所管理部の担当業務は以下の通りである。
 - a. 裁判所組織及び管理に関する業務規定の発令、業務の配分、合議体の構成員、情報配布、裁判所手数料、及び係争当事者を始め、公務員、鑑定人、証人に対する補償。
 - b. 当該法規によって他の組織の役割であると明記されていない全ての任務。

第 21 条 合議体

1. 通例として、3名構成形態(合議体)で判決を行い、そのうちの少なくとも1名は技術専門教育を受けた者、また少なくとも1名は法学専門教育を受けた者でなければならない。
2. 本部の指令によっては、5名構成の合議体が形成され、その際、法の継続形成のためを考慮し、また判決の統一性から規定されている場合には、そのうちの少なくとも1名は技術専門教育を受けた者、また少なくとも1名は法学専門教育を受けた者で構成されなければならない。
3. 係争事件に関係する技術分野が複数にわたる場合、本部の指令によって最高7名までの合議体が形成され、そのうち少なくとも1名は法学専門教育を受けた者でなければならない。
4. 技術専門教育を受けた裁判官の配置については、係争事件に関わってくる技術分野従って行われる。
5. 合議体には常に少なくとも1名の専任裁判官を配置しなければならない。ただし、不可抗力のケースは例外である。

第 22 条 採決

1. 裁判官評議会及び管理部の決定並びに選出は絶対過半数採決で行われる。
2. 可否同数の場合には、長官の票が決め手となる。ただし、選出及び任用の場合は抽選で決められる。
3. 兼任裁判官及びパートタイム勤務の専任裁判官は平等な票決権を有する。
4. 自身の利害に関わる事項において、該当する裁判官は棄権する。

第 23 条 単独裁判官

1. 長官は単独裁判官として以下の事項について単独で決定する。
 - a. 明らかに合法性のない訴えの却下
 - b. 仮処分(原文にある概念の直訳は予防暫定措置)の請願
 - c. 裁判所経費免除(直訳すると無償権利救援措置)の請願
 - d. 意義喪失、取下げ、是認若しくは和解を理由とした訴訟手続きの中止
 - e. 1954年6月25日付け特許法第40d条²に従ったライセンス付与を求める訴え
2. 長官は、法学専門教育を受けた他の裁判官(複数)に、これらの任務を個別に又はまとめて委任することができる。
3. 単独裁判官は、法律上または状況の関係から必要があれば、仮処分の請願について判定を下すにあたり、2名の裁判官と共に3名構成の体制を形成することができる。技術的背景を理解することが判定に重要な意味をもってくる場合には、3名構成の体制を形成しなければならない。

第24条 裁判所書記官

1. 裁判所書記官は、事件対処の円滑進行及び判決の達成を補助する。彼らには助言的発言権がある。
2. 裁判所書記官は、裁判官の有責下で調書を作成し、連邦特許裁判所の判決書を編集する。
3. 裁判所書記官は、そのほかにも条例によって委任されている任務を遂行する。
4. 裁判所書記官の業務規則及び俸給は、2000年3月24日付けの連邦職員法³に従うものとする。

第25条 情報配布

連邦特許裁判所は、その判決につき、社会一般に向けて情報を提供する。

第4章 所轄権限

第26条

1. 連邦特許裁判所は専ら以下の事項を担当する。
 - a. 確認及び侵権の訴訟、特許のライセンス付与を求める訴訟
 - b. a項に挙げた訴訟の提訴前に行う仮処分命令
 - c. 専ら自己の所轄権限下で出された判決の執行
2. 特許と実質的に連結している民事訴訟も当該裁判所の所轄下にあり、特に特許に対する所有権及び委譲に関する場合がこれに該当する。連邦特許裁判所の管轄権は、州裁判所の管轄権を否定するものではない。
3. 州裁判所で、特許の無効若しくは侵権に関する事前確認申立又は異義申立に対して判定を下す必要が生じた場合、裁判官は、当事者が連邦特許裁判所に対して確認訴訟若しくは

² SR 232.14

³ SR 172.220.1

は侵権訴訟を提訴するための妥当な期限を設けるものとする。州裁判所は当該訴訟の判決が確定するまで同所の手続きを中断する。与えられた期間以内に連邦特許裁判所に提訴されなかった場合には、州裁判所は同所の訴訟を再開し、当該確認申立或いは異義申立は顧慮の対象とされない。

4. 被告側当事者が特許の無効若しくは侵権に関する反訴を州裁判所に提訴した場合には、州裁判所はどちらの場合も連邦特許裁判所に委譲する。

第 5 章 訴訟手続き

第 1 部 適用される法規

第 27 条

連邦特許裁判所における訴訟手続きは、1954 年 6 月 25 日付けの特許法⁴に定められている限り、または同法規に特に定めがない限り、2008 年 12 月 19 日付け民事訴訟法⁵に従って行われる。

第 2 部 担当辞退

第 28 条

兼任裁判官は、自身の弁護士事務所若しくは特許弁理士事務所に所属する者、又は自身と同じ雇用者を持つ者が代弁者となる訴訟では担当を辞退するものとする。

第 3 部 当事者の代弁者

第 29 条

1. 特許の存続に関わる訴訟においては、2009 年 3 月 20 日付けの特許弁理士法第 2 条⁶に従った特許弁理士も連邦特許裁判所において係争当事者の代弁者となることができるが、特許弁理士としての職業を独立して営んでいることを前提とする。
2. 連邦特許裁判所から要請があれば、独立して営んでいることを目的に適った書類を用いて証明しなければならない。
3. 2009 年 3 月 20 日付けの特許弁理士法第 2 条の定義に従った特許弁理士は、連邦特許裁判所におけるあらゆる審理において、技術的な事実関係を説明する機会を得る。

⁴ SR 232.14

⁵ SR...; 連邦官報 2009 21

⁶ SR; 連邦官報 2009 2013

第4部 手続き経費及び裁判所経費免除

第30条 手続き経費

手続き経費とは、

- a. 裁判所経費
 - b. 係争当事者補償金
- である。

第31条 裁判所経費

1. 裁判所経費とは、
 - a. 裁判所手数料
 - b. 実費、その内訳は、裁判所文書の複写費、召喚状その他送達物の発送費、翻訳費(但し、公用語間の翻訳は除く)、鑑定人及び証人の補償金である。
2. 裁判所手数料は、訴訟の目的とする価額、事件の規模と難易度、訴訟手続きの種類及び当事者の経済的状态によって決められる。
3. 裁判所手数料は通例として1000～150000スイスフランである。
4. 特殊な事情によって正当性があれば、連邦特許裁判所は第3項に従った枠内以外の裁判所手数料を設定することができる。
5. 裁判所経費のうち、その発生責任が係争当事者にも第三者にもないものについては、請求は放棄されることができる。

第32条 係争当事者補償

連邦特許裁判所は、料金体系(第33条)に従った当事者補償金を認める。両当事者は経費計算書を提出することができる。

第33条 料金表

連邦特許裁判所は、手続き経費についての料金体系を設定する。

第34条 裁判経費免除における訴訟経費の清算

1. 裁判所経費免除を受けた当事者が敗訴した場合には、手続き経費は以下のように清算される。
 - a. 無償の代弁者に対しては連邦特許裁判所が妥当な補償金を支払う。
 - b. 裁判所経費は連邦特許裁判所が負担する。
 - c. 相手側当事者が納めた前納金は返却される。
 - d. 裁判経費免除を受けた当事者は、相手側当事者に対して当事者補償金を支払わなくてはならない。
2. 裁判経費免除を受けた当事者が勝訴しつつ、相手側の係争当事者から当事者補償金を徴収できない、若しくは徴収できる見通しが立っていない場合、無償の代弁者は裁判所会計課から妥当な補償金を受け取る。裁判経費免除を受けた当事者は、後々支払えるようになった時点で、裁判所会計課に代償金を支払う。

第5部 訴訟統率及び訴訟対処

第35条 指導裁判官

1. 裁判所長官は、指導裁判官として判決が下されるまで訴訟手続きを統率する。但し、長官はこの役割を法律面での教育を受けた他の裁判官に委任することができる。
2. 指導裁判官は、いつでも技術的教育を受けた裁判官を補佐役にすることができる。当該人は助言的発言権を有する。

第36条 訴訟言語

1. 裁判所は公用語の一つを訴訟言語に定める。その際、当事者の生活言語が公用語の一つであれば、その点を考慮に入れて定めるものとする。
2. どの当事者も、提出文書及び口頭審理に訴訟言語とは異なる他の公用語を使用することができる。
3. 裁判所及び当事者の間で合意があれば英語も使用されることができる。但し、判決書及び訴訟上の命令書にはいずれにしる公用語の一つが用いられる。
4. 当事者の一方が、公用語の一つでもなく、また第3項の場合の英語でもない言語が使用されている公文書を提出した場合、裁判所は相手側当事者の了解を得た上で、翻訳の作成を見合わせることもできる。その他の場合、裁判所は必要に応じて翻訳の作成を指示する。

第6部 鑑定書

第37条

1. 鑑定人はその鑑定結果につき文書形式で提出する。
2. 両当事者とも、その鑑定書に対して見解書を提出することができる。
3. 技術的教育を受けた裁判官に特別専門知識がある場合、その専門的見解発言は記録される。両当事者とも、当該審理記録に対して見解を表明する機会を得る。

第7部 見解表明及び証拠調べの結果

第38条

証拠調べが終了した時点で連邦特許裁判所は、当事者から根拠ある申請があった場合には、文書形式による見解書提出の機会を与える。

第8部 特許法第40d条に従った特許付与及び条件変更に関する訴訟並びに判決

第39条

1. 1954年6月25日付け特許法第40d条⁷に従った特許付与及び条件変更に関する訴訟は、2008年12月19日付け民事訴訟法⁸第128条に従った形式の一つを用いて行われる提訴によって開始される。
2. 訴えは、提訴が出されてから1ヶ月以内に判決を通じて処理されるものとする。
3. その他の点については、2008年12月19日付け民事訴訟法の略式手続きに関する規定に従うものとする。

第6章 終則

第40条 従来法規の改正

従来法規の改正については別紙に示してある通りである。

第41条 経過規定

当該法律の発効時点で州裁判所において係属中の訴訟で、本公判がまだ行われていなかった訴訟については、連邦特許裁判所の所轄に該当する限り、同裁判所が継承する。

第42条 国民投票並びに発効

1. 当該法律は、任意による国民投票の対象範囲内にある。
2. 連邦参事会が発効を決める。

⁷ SR 232.14

⁸ SR....; 連邦官報 2009 21

<参考：特許弁理士法の仮訳>

以下は参照用のための仮訳であり，最終的な確認，照会についてはその原文において行われるようお願い致します。本仮訳が原文と相違する記載があるときは，全て原文が優先します。本仮訳によって不利益を被る事態が生じたとしても，JETRO はその責任を負いません。

第1部 対象及び適用範囲

第1条

1. 当該法律が定めているのは、
 - a. 職業としての呼称である「特許弁理士」、「conseil en brevets」、「consulente in brevetti」、及び「patent attorney」を使用する場合の前提条件
 - b. 特許弁理士の業務上の守秘
 - c. 職業としての呼称である「欧州特許弁理士」、「conseil en brevets européens」、「consulente in brevetti europei」、「european patent attorney」の法的保護である。
2. 当該法律は、スイスにおいて、第1項 a号またはc号の職業上の呼称を使用して、特許分野に関する助言業務若しくは代理人業務を行う者に適用される。
3. スイス連邦知的財産権庁(IGE)における手続きの枠内で当事者の代理人となる自然人及び法人で、リヒテンシュタイン公国に所在地を置く者については、スイス連邦共和国とリヒテンシュタイン公国との間で交わされた1978年12月22日付け特許保護協約⁹第8条に従うものとする。

第2部 肩書きの保護

第2条 特許弁理士

「特許弁理士」、「conseil en brevets」、「consulente in brevetti」、及び「patent attorney」を名乗る者は、

- a. 自然科学若しくは工学分野での大学卒業資格(第4、5条)を有し、
- b. スイス連邦特許弁理士試験又は外国の法定特許弁理士試験(第6、7条)に合格し、
- c. 実地研修(第9条)を修め、
- d. スイスに少なくとも郵送物用住所を持ち、
- e. 特許弁理士登録簿(第11条以下)に登録されている者

でなければならない。

第3条 欧州特許弁理士

⁹ SR 0.232.149.514

「欧州特許弁理士」、「conseil en brevets européens」、「consulente in brevetti europei」、「european patent attorney」を名乗る者は、欧州特許庁が管理している公認代理人リストに登録されている者でなければならない。

第4条 国内の大学の公認卒業資格

1. 公認されているスイスの大学で自然科学又は工学分野における学士号、修士号、ディプロマ若しくは旧制修士号を取得した者は、当該法律が定めるところの国内大学の公認卒業資格と見なされる。
2. 連邦参事会がスイスの大学の公認制度を定める。

第5条 外国の大卒資格の認定

1. 自然科学又は工学分野での外国の大卒資格が認定されるのは、国内で公認されている大卒資格との同等性が、
 - a. 該当する国家または超国家的組織機関との間で交わされた相互認定に関する協約に盛り込まれている場合、若しくは
 - b. それぞれ個別ケースで実証されている場合である。
2. 連邦参事会は、認定を担当する部局を取り決める。担当部局は可能な限り、1箇所に限定指定するものとする。
3. 或る外国大卒資格につき、担当部局が認定しなかった場合には、担当部局は、どのようになれば第2条 a 号に従った条件が満たされ得るのかを判定する。

第6条 スイス連邦特許弁理士試験

1. スイス連邦特許弁理士試験は、職業資格の必要条件となる専門知識を証明する役割を果たすものである。
2. 連邦参事会は、
 - a. 受験資格
 - b. 試験内容
 - c. 試験手続きを定める。
3. 連邦参事会は、
 - a. 試験の実施を担当する部局
 - b. 試験を管理監督する部局を指定するものとする。

第7条 外国の特許弁理士試験の認定

1. 外国の特許弁理士試験が認定されるのは、スイス連邦の特許弁理士試験との同等性が
 - a. 該当する国家または超国家的組織機関との間で交わされた相互認定に関する協約に盛り込まれている場合、若しくは
 - b. それぞれ個別ケースで実証されている場合である。

2. 連邦参事会は、認定を担当する部局を指定する。
3. 或る外国の特許弁理士試験につき、担当局が認定しなかった場合には、担当局は、どのようにすれば第2条b号に従った前提条件が満たされ得るのかを判定する。

第8条 公法上若しくは私法上の組織及び人物に対する任務の委任

1. 連邦参事会は、公法上若しくは私法上の組織及び人物に対して以下の任務を委任することができる。
 - a. スイス連邦特許弁理士試験の実施
 - b. 外国の特許弁理士試験の認定如何に関する判定
 - c. スイス連邦特許弁理士試験に関する合格判定、及び外国の特許弁理士試験の認定判定に必要な裁量権
2. 第1項の組織並びに人物は、裁量及び役務に対して手数料を徴収することができる。手数料規定には連邦参事会の許可を必要とする。
3. 第1項の組織及び人物の裁量に異義がある場合には、連邦職業教育・技術庁に苦情申立を行うことができる。

第9条 実地研修

1. 第2条c号の実地研修は、登録されている特許弁理士(第11条以下)、または同等の専門資格を有する者の監督下で修得されなければならない。
2. 実地研修期間については、修士、ディプロマ、旧制修士の資格を取得している者又はこれと同等と認定される修了歴を持つ者の場合はフルタイムベースで3年とし、学士若しくはこれと同等と認定される修了歴を持つ者の場合はフルタイムベースで4年とする。そのうち少なくとも1年はスイスに関連していなければならない。
3. 連邦参事会は、特に以下の事項の詳細を定める。
 - a. 実地研修の目標と内容
 - b. 特許弁理士登録簿に登録されていない監督者に求められる必要条件
 - c. 実地研修のスイスとの関連性における地理的及び内容的な条件

第3部：業務上の秘密

第10条

1. 特許弁理士は、業務の枠内で託された、若しくは知るところとなった秘密事項につき、時間的制限無く黙秘義務を負う。
2. 特許弁理士は、自己の補助人員による業務上の秘密保持に配慮する。

第4部 特許弁理士登録簿

第11条 登録簿の管理

IGEが登録簿を管理する。管理は電子方式で行うことができる。

第12条 登録

1. IGE は、第2条の前提条件を満たす者から申請があった場合に、手数料徴収の上、特許弁理士登録簿に登録する。同庁は、登録証明書を発行する。
2. 登録申請者は、第2条の前提条件が満たされていることを目的に適った書類で証明しなければならない。
3. 連邦参事会は、IGE に対し、連邦法制度の一般規定の枠内で電子方式のコミュニケーション体制を整備する権限を与えることができる。
4. 一連の書類及び個別書類は電子方式で管理し、保管されることができる。

第13条 監督

1. 或る特許弁理士の業務方式に苦情を呈する根拠がある場合には、連邦法務・警察庁(EJPD)は、当該人を聴聞した上で、以下の措置を取ることができる。
 - a. 訓戒処分
 - b. IGE に対し、当該人の特許弁理士免許を一時的若しくは永久的に取り消す権限を与えること
2. 第1項の業務方式の判定にあたっては、当該特許弁理士の国内外における全業務活動が検討の対象となる。
3. EJPD は、訓戒処分若しくは免許取消し並びに特許弁理士登録簿からの抹消についての情報を公開することができる。

第14条 登録簿の内容

1. IGE は、特許弁理士の登録簿登録に際し、以下の事項を記載する。
 - a. 登録日
 - b. 氏名、生年月日及び出身地若しくは国籍
 - c. スイス国内の郵送物用住所若しくは事業所住所
 - d. 雇用されている場合は雇用者の氏名
2. 特許弁理士は、自己に関わるデータに変動があった場合には、特許弁理士登録簿訂正の目的でその旨を IGE に対して速やかに届け出なければならない。

第15条 登録簿の公開

1. 誰でも登録簿を閲覧し、その記載内容について照会することができる。
2. IGE は、第三者が電子方式で登録簿内容にアクセスできる体制にすることができる。

第5部 罰則規定

第16条 肩書僭称

1. 業務文書やあらゆる広告物、若しくはその他スイス国内での業務取引書類の枠内で、以下の行為があった場合には、罰金刑に処す。
 - a. 特許弁理士登録簿に登録されていないにも拘わらず、「特許弁理士」、「conseil en brevets」、「consulente in brevetti」、又は「patent attorney」を名乗った場合

- b. 欧州特許庁が管理しているリストに公認代理人として登録されていないにも拘わらず、「欧州特許弁理士」、「conseil en brevets européens」、「consulente in brevetti europei」、又は「european patent attorney」を名乗った場合、若しくはこれと取り違えやすい肩書を使用した場合
2. 前項に抵触しないのは、リヒテンシュタイン公国に所在地を置く自然人又は法人が IGE での手続きで代理人となる場合の特許弁理士に関する 1992 年 12 月 9 日付けのリヒテンシュタインの法律¹⁰第 9 条に従った職業名称を使用した場合である。

第 17 条 刑事訴追

刑事訴追は各州の管轄である。

第 6 部 終則

第 18 条 従来法規の訂正

従来法規の改正については別紙に示してある通りである。

第 19 条 経過規定

1. 本法律の発効時点において、スイスで特許弁理士としてフルタイムベースで活動している者で、以下の条件を満たす者は申請及び手数料納付の上、特許弁理士登録簿に登録されることができる。
 - a. 職歴が 6 年以上で、自然科学又は工学関係のスイスの大卒資格、若しくは第 5 条 1 項の外国の大卒資格を有し、スイス国内に郵送物用住所がある者、または
 - b. 職歴が 3 年以上で、欧州特許庁が管理している公認代理人リストに登録され、スイス国内に郵送物用住所がある者
2. 申請は、本法律の発効から 2 年以内に行わなければならない。
3. 申請者は、第 1 条 a 又は b 号の前提が満たされていることを目的に適った書類で証明しなければならない。
4. IGE は登録についてその証明書を発行する。

第 20 条 国民投票並びに発効

3. 当該法律は、任意による国民投票の対象範囲内にある。
4. 連邦参事会が発効を決める。

¹⁰ リヒテンシュタイン国法規公報 1993 No. 43